

神戸町シルバー人材センター

シルバー会員大募集中！

高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、「生涯現役社会」の実現に寄与するシルバー人材センターは、ともに働く会員を募集しています。



こんなお仕事を
ご紹介します！

自動車運転、清掃、除草、
剪定、給食調理、食器洗浄、
施設管理など 多数



◀HP



神戸町シルバー人材センター ☎27-4105 担当：伊藤、山田

あなたのまちの商工会

神戸町商工会 神戸町大字神戸520番地の1 ☎27-4185



「地域活力の源となる産業・雇用の創生」に向けて

神戸町と商工会が連携して町内事業者を支援します!!

創業支援事業補助金制度

町の産業振興及び活性化を図るため、町内において新たに事業を開始する創業者に対して補助金を交付します。

●対象となる事業者

- ・町内で新たに創業する個人事業主または小規模事業者で、個人事業主は、完了までに町内に事業所を有していること
- ・小規模事業者は、完了までに町内を本店所在地とした法人登記が完了していること
- ・神戸町商工会に入会すること
- ・創業塾等に参加して、適切な事業計画を有していること

●対象となる経費

- ・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
- ・設備費、調査委託費、広報費

●補助金の額

- ・上限50万円
(補助の対象となる経費の2分の1以内の額)

雇用拡大事業奨励金制度

町内在住者や町外から神戸町へ定住される方を正規雇用した事業者に対して奨励金を交付します。

●対象となる事業者

- ・町内で事業を営む個人事業主又は中小企業者で、雇用保険及び社会保険（法人の場合）に加入させ正規従業員として雇用していること

●対象となる従業員

- ・正規従業員として12か月以上継続して雇用され、神戸町の住民基本台帳へ記載があること（新規学卒者は、卒業した年の6月末日までに正規雇用していること、また町外在住者の場合雇用した日から3ヶ月以内に記載があること）
- ・町税等を滞納していないこと

※外国人技能実習生は対象になりません

●奨励金の額

- ・従業員1人あたり10万円、新規学卒者は1人あたり20万円
(1事業者あたり、1年度間100万円を上限)

※交付には事業者として認定を受ける必要があります。正規雇用した日から3ヶ月以内に申請してください。

このほかにも、対象となる事業者の要件があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

申請・受付：神戸町商工会 ☎27-4185 お問い合わせ：神戸町役場 産業環境課 ☎27-0178